

第4期京都府障害者基本計画 概要

1 計画の性格

障害者基本法（第11条第2項）に基づく法定計画
（京都府が講ずる障害者施策に関する基本的な計画）

2 計画期間

令和2年4月～令和6年3月（4年間）

3 基本理念

全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

4 計画の内容

（1）各分野に共通する横断的視点

- ① 社会におけるアクセシビリティの向上
- ② 当事者本位の総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ④ 障害のある女性等の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- ⑤ PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

（2）分野別の施策体系

- ① 安心・安全な生活環境の整備
- ② 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ③ 防災・防犯等の推進
- ④ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ⑤ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ⑥ 保健・医療の推進
- ⑦ 雇用・就業、経済的自立の支援
- ⑧ 文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出
- ⑨ 生涯を通じて学び続けられる環境の整備

5 成果目標

基本計画の効果的かつ円滑な達成のため、計画期間に達成すべき目標として数値化が可能な施策について、成果目標を設定